

食品安全委員会（第714回会合）議事概要

日 時:平成30年10月2日(火) 14:00~14:35

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者:報道 0名、行政機関 0名、一般 1名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・添加物「次亜臭素酸水」に係る食品健康影響評価について

→担当の川西委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、

「5,5-ジメチルヒダントインについては、一日摂取許容量(ADI)を1 mg/kg 体重/日と設定する。」

「臭化物については、臭化物イオンとして一日摂取許容量(ADI)を0.9 mg/kg 体重/日と設定する。」

「次亜臭素酸水については、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念はない。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

・農薬「ピフルブミド」に係る食品健康影響評価について

→担当の吉田(緑)委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、「ピフルブミドの一日摂取許容量(ADI)を0.0073 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を0.09 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

・動物用医薬品「フルラネル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「一日摂取許容量(ADI)を0.01 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。